

排出事業者のみなさまへ

当センターでは大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）による埋立期間が平成33年度までとなっていることから、受入区域内の自治体で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会と連携して、現在の処分場をできる限り長く使えるよう延命化を図ることや今後の本事業のあり方について検討しているところです。

しかしながら、管理型民間産業廃棄物については、近年、搬入量の増加が著しく、現状の搬入状況が続けば平成26年度中には計画量に達する見込みであり、それ以降は受入ができない状況となります。

このため、当面の措置として、当センター処分場における管理型民間産業廃棄物の受入について、平成21年度総受入実績量の概ね3割減となるよう、平成23年度契約分より受入抑制を実施することといたしました。

つきましては、平成23年度契約申込に際して、本趣旨をご理解のうえ受入抑制にご協力いただきますようお願いいたします。なお、契約申込受付時において、聴き取りによる申込量の数量確認をいたしますので、あらかじめご了承ください（増量契約についても、原則としてお断りさせていただきます）。

皆様方には、大変ご迷惑をお掛けすることになり、お詫び申し上げますとともに、受入抑制にご協力くださいますよう、繰り返しお願い申し上げます。

平成23年1月

大阪湾広域臨海環境整備センター

（注）管理型民間産業廃棄物：センターで受入している以下の品目。

「燃え殻」「汚泥A」「汚泥B」「鉍さい」「ばいじん」「シュレッダーダスト」
「ASR」「その他の産業廃棄物」